



新津商工会議所

No.321-1 2013年3月21日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121 FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

労働保険・社会保険 なんでも個別相談会

日頃、疑問に思っている年金、健康保険、労災雇用保険、労働基準法等の問題について専門家が無料で相談に応じます。この機会に是非ご利用ください。

日時：4月10日(水)～4月11日(木) 9:00～16:00

会場：新津商工会議所 3階ホール

相談員：専門相談員

主な相談受付項目

- ・労働保険年度更新申告手続き等
- ・雇用保険、労災保険に関する事
- ・年金、健康保険に関する事
- ・労働基準法に関する事
- ・雇入、解雇、退職、賃金等に関する事
- ・その他(労働、社会保険問題全般)



～新津商店連主催～ 街づくり講演会のご案内

日時：4月17日(水)19:00～20:50 (受付開始18:30)

講演会終了後に懇親会(出欠席をご連絡ください)

会場：割烹 新森 TEL:22-1515

テーマ：「自ら動いてきり拓け 村上市民による地域活性化への挑戦」

講師：味匠 焔 専務取締役 吉川 真嗣 氏

受講料：無料(懇親会参加者は別途2,000円を当日いただきます)

定員：120名

申込み・お問い合わせは新津商店街協同組合連合会まで。(締切日4月10日)

TEL:22-1111 FAX:24-1818

新潟IPC財団のH25補助事業募集が始まります!

新潟市内に主たる事業所を有する中小企業者を対象とした新潟IPC財団の補助事業募集が始まります。新製品の開発、販路開拓等にお役立て下さい。

もうかる技術開発支援補助金

(募集期間4/1～4/30、補助率2/3、補助上限額200万円)

売れるモノづくり支援補助金

(募集期間4/1～4/30、補助率2/3、補助上限額100万円)

食のマーケットイン支援補助金

(募集期間4/1～4/30、補助率2/3、補助上限額50万円)

見本市出展補助金

(募集期間4/1～4/30、補助率2/3、補助上限額20万円)

各補助事業の詳細については、新潟IPC財団のホームページをご覧ください。

「問い合わせ先」新潟IPC財団 3月末まで TEL025-224-0550 4月以降 TEL025-226-0550

異業種交流会の開催のご案内

日時：平成25年5月17日(金)

受付：14:30～

1 15:00～16:30 講演会

テーマ「お客様に真剣ですか!」～サービスの合言葉～

講師 (株)サニーテーブル 代表取締役社長 高橋 滋 氏
レストラン「カシータ」オーナー

2 16:40～17:00 研修会

テーマ「異業種交流グループの活動状況」

講師 経営なじらNet新津 代表 諸橋 敏松 氏
(株)諸橋工務店 代表取締役

3 17:10～ 懇親会

場所：(株)ホテル美好(新潟市秋葉区新津本町1-2-1)

参加費：会員4,000円 非会員5,000円

(講演会のみ 会員 500円 非会員1,000円)

定員：90名(定員になり次第締切 1事業所5名まで)

申込み：新津商工会議所 (TEL:22-0121 FAX:25-2332)



平成26年1月から白色申告者の記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。白色申告者の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

現行	平成26年1月～
白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額が合計額300万円を超える方	事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方 所得税の申告の必要がない方も対象

記帳する内容

売上などの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。記帳にあたっては一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表、その他の書類	5年
	業務に関して作成し又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	



新津商工会議所

No.321-2 2013年3月21日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーフティ貸付	4,800万円	運 転 設 備	8年以内 15年以内	0.85% ~ 2.30%
教育一般貸付	1学生あたり 300万円	教 育 資 金	15年以内	2.45%

セーフティネット貸付や教育一般資金貸付等、日本政策金融公庫国民生活事業の申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所へ

経営改善貸付	1,500万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	1.65%
--------	---------	------------	---------------	-------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方
原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
所得税、法人税等の税金を完納されている方
日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

経営改善貸付の申込みやお問い合わせは、新津商工会議所(TEL:0250-22-0121)

資金繰り円滑化相談会

中小企業者皆様の事業の円滑な資金調達を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。

新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)

4月2日(火)・5月7日(火)

日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)

4月9日(火)・5月14日(火)

相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)



金融円滑化法の終了(H25.3月末)に対応した県制度融資等の創設

県制度融資「金融円滑化資金」創設

日本政策金融公庫「小規模事業者経営改善資金」(マル経融資)の

利子補給制度創設

取扱開始日：平成25年3月1日(金)より取り扱われています。

詳しくは新潟県商業振興課(TEL:025-280-5240)まで

平成25年度の協会けんぽの健康保険料率について

平成25年度の協会けんぽの健康保険料率は、現在の保険料率を凍結することとなり、次のとおり各都道府県ともに平成24年度と同率になります。

新潟支部健康保険料率 9.90%

介護保険料率 1.55%

40歳以上65歳未満の方は健康保険料率に介護保険料率が加わります。それ以外の方は健康保険料のみ適用されます。

平成25年度の雇用保険料は前年度から変更はありません
平成25年4月1日から平成26年3月31日の雇用保険料率は平成24年度と変わらず次のとおりです。

事業の種類	労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)	事業主負担	+ 雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

~ ワンポイント知識 ~

国民年金の保険料免除制度について

国民年金の第1号被保険者(厚生年金保険・共済年金の加入者及びその被扶養配偶者以外の者)には、一定要件に基づく免除制度が設けられています。免除された期間は、老齢基礎年金の年金額が免除相当分減額されますが、年金の受給要件については納付期間と同じ扱いです。又、免除・猶予された期間の保険料は、10年以内の期間であれば、追納することができます。但し、保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早目の追納をお勧めします。

又、法定免除以外は、原則として毎年申請が必要です。

種 類	法定免除	申請免除	学生納付特例	若年者納付猶予
対象者	障害年金、生活保護の生活扶助受給者	経済的に保険料納付が困難な者等	学 生	30歳未満
所得審査の対象者	なし	本人・配偶者・世帯主等	本 人	本人・配偶者
年金受給資格期間の参入	参入されます			
老齢基礎年金額の反映	一部反映されます		反映されません	
その他	法律上当然に全額免除されますが、届け出が必要です	全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除有	対象となる学生は、申請免除の対象とはされません	平成27年6月までの暫定措置